

< 死後離縁許可 >

1 概要

養子縁組の当事者の一方が死亡した後に他の一方が死亡した当事者と離縁しようとするときは、家庭裁判所の許可が必要です。

2 申立人(申立てができる人)

- ・養子縁組の当事者

3 申立先

- ・申立人の住所地を管轄する家庭裁判所となります。
- ・申立人の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(申立人の住所地)	(申立先)
東京23区内, 三宅村, 御蔵島村, 小笠原村	東京家庭裁判所(本庁)
八丈町, 青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町, 利島村, 新島村, 神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村(多摩地区)	東京家庭裁判所立川支部

申立人の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・離縁を求める養親子関係ごとに 800 円
(例えば、養父、養母の両方と養子との関係での申立ての場合には、1600 円必要となります。)
- ・連絡用の郵便切手・・・500 円×2 枚, 82 円×6 枚, 62 円×1 枚, 20 円×1 枚,
10 円×7 枚 (合計 1,644 円分)

5 申立てに必要な書類

- ・申立書 1 通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人(養子又は養親)の戸籍謄本(全部事項証明書) 1 通
- ・亡養親(申立人が養子の場合)又は亡養子(申立人が養親の場合)の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書) 1 通(養子と養親が別戸籍の場合)

※ 事案によっては、このほかの資料(例えば、養子が離縁した後に法定代理人となる方の戸籍謄本(全部事項証明書)など)の提出をお願いすることがあります。

6 その他

養子が15歳未満の場合には、その養子が離縁した後に法定代理人となる者(実父母等)が、養子に代わって手続を行います。

注 家事事件手続(調停, 審判, 調査等)においては、録音・録画・撮影は禁止されています。